

以下資料 1 の文責 平成 22 年度 日本 Y E G 監事予定者 千賀隆司 (各務原 Y E G)

世界で最初の商工会議所は、1599年にフランスのマルセイユで誕生しました。マルセイユは地中海沿岸に位置し、貿易の拠点であったため、当然貿易にかかる利害関係が発生し大きな問題となっていました。その利害関係を調整するために商人たちと市議会との話し合いが始まり、この集まりがきっかけとなって「商業会議所」が設立されました。当時の会議所は、海賊から商船を守るため艦隊までもっていました。

小田原箱根商工会議所 会頭選挙 所信演説【抜粋】

鈴木悌介氏 (平成 15 年度日本 Y E G 会長) 2007 年 11 月 9 日

- ・ 会議所ができること。会議所の可能性を信じ、商売人である会員の「知恵を集め、力を束ね、お互いを活かし合う」そんな会議所にしたいのです。

自分の組織の可能性を信じなくて何ができるでしょうか？

- ・ 「議論がない。異なる意見を許さない。」会議所になってはいませんか？

会議ではほとんど意見が出ない。それは単に意見を言わない会員が悪いのでしょうか？言ってもしょうがない。はたまた、言っちゃやばい、と思わせている。そんな会議所になっているのではないのでしょうか？ 会議所は商売人の集まりです。利害があって当たり前。異なる意見があって当たり前です。

まずは、それらを言うこと、聞くことから始めなくてはと思います。

- ・ 行政の施策の後追い承認の機関になり下がっていませんか？

行政から出てくる施策に単に裏書きして廻しているだけに見えます。行政とのスタンスは是々非々であるべきです。地元の経済団体として、商工業者の意見をきちんと持ち、主張するというスタンスを守ることが必要です。何かというときに「あれは市の仕事だから、市の問題だから」と議論に蓋をすることは、商工業者の声を代弁する地域の最高の経済団体では許されるべきことではありません。行政とはいいチームワーク。いいパートナーシップであるべき。いいチームとはいいパートナーとは、馴れ合いのナアナアのもたれ合い関係では決してありません。互いに刺激しあい、切磋琢磨するところに真のパートナーシップが生まれるのです。

行政とは距離感と緊張感を持って、大いに協力していくべきです。

- ・ 「行動しない。できない。」会議所になっていませんか？

商工会議所はサロンであってはなりません。まちで成功した人たちがお茶を飲みに来るところではありません。それでもよかった時代はあったのでしょうか。皆がそれなりに努力すれば結果が出せて、それなりに幸せになれた時代。しかしそれはもう過去のこと

です。そんな会議所を今どれだけの会員さんが望んでいるでしょう。ありません。やっているふりはもう要りません。会議所という組織を維持運営していく事にほとんどのエネルギーとお金を使い果たしているように見えます。

- ・そんな問題意識からまとめたのが「マニフェスト」です。マニフェストに掲げた「議論して、行動して、結果を問う」というテーマは、商売人の組織として当たり前のことです。また、皆様のお店、会社にはそれぞれ理念と実行計画が必要なように、会議所にもそれがが必要です。「会議所にはマニフェストはそぐわない」という感覚こそ、その見識が問われるべきだと思います。

これからの会議所のあるべき姿と課題

- ・地域資源を活かすこと。地域間競争と地域間連携が求められる時代です。広域でのまちづくり、行政の市町村合併についても商工業者の立場からきちんとした検証が必要です。商工会との関係も重要課題です。
- ・仕事をする会議所
 - ・会議所の役割と可能性は今までなかったくらい大きくなっています。
 - ・時代は会議所を求めています。
 - ・行政という官ではなく、企業や住民という民でもない。その中間にある「公」（おおよけ）という概念
 - 1) まちづくり3法が改正、中心市街地活性化基本計画の具体化が急がれます。
 - 2) 団塊の世代の地域デビュー、地域へ戻り始めた若者が増えています。
 - 3) NPOなどの市民活動も活発になってきました。
 - ・まちづくり活動の環境は、きびしい中でも、充実してきています。まちづくりのコーディネーターとしての会議所の役割は大きくなっています。今こそ会議所の出番です。
- ・オープンな会議所
 - ・もっともっと議論をしましょう。会員さんの知恵を集めましょう。
 - ・組織も見直しましょう（部会の組み換えも検討していきましょう）
 - ・会員の満足度を調べて、運営・事業に活かしましょう。
そして、地域の中心にあるべき「会議所」です。
 - ・地域の一般市民の皆様に、広く会議所のことを知ってもらおう広報活動も大事です。
- ・会議所は次の時代への先導者であるべきです。
 - ・人口が減っていくという誰も経験したことの無い時代に入りました。
 - ・量的な拡大ばかりの貨幣経済は行き詰まりを見せ始めています。
 - ・お金だけでは計れない「価値を大切にしていくしくみ」がそろそろ必要です。
 - ・孫たちに何を残せるか？ 残すべきか？ を真剣に議論する会議所であるべきです。

商工会議所の歴史

明治 1 1 年 (1878年)	<u>「商法会議所」設立</u> 東京 3 月 大阪 8 月 神戸 1 0 月
明治 2 2 年 (1889年)	「商業会議所条例」発布、「商業会議所」に改名
明治 2 5 年 (1892年)	全国 1 5 ヶ所の商業会議所が結集し「商業会議所連合会」結成
明治 3 5 年 (1902年)	「商業会議所法」施行
大正 1 1 年 (1922年)	商業会議所連合会を改編し「日本商工会議所」設立 6 月
昭和 3 年 (1928年)	第 1 次「商工会議所法」施行、法の下の特種法人となる
昭和 1 8 年 (1943年)	商工会議所解散、「商工経済法」施行、「商工経済会」設立
昭和 2 1 年 (1946年)	前年 (<u>昭和 2 0 年</u>) 終戦、商工経済法廃止、商工経済会解散 社団法人 日本商工会議所設立
昭和 2 5 年 (1950年)	第 2 次「商工会議所法」施行、法の下の特種法人へ改編
昭和 2 8 年 (1953年)	第 3 次、 <u>現在の「商工会議所法」施行</u> 。10月1日
昭和 2 9 年 (1954年)	前年に施行された商工会議所法により「日本商工会議所定款」が 作られ、日本商工会議所が「 <u>特別認可法人</u> 」として改編。7月1日
昭和 4 1 年 (1966年)	アジア商工会議所連合会 (C A C C I / キャッシー) 発足
昭和 4 3 年 (1968年)	全国商工会議所婦人会連合会発足 (後に、婦人 女性に変わる)
昭和 5 3 年 (1978年)	商工会議所 1 0 0 年記念行事を挙行
昭和 5 8 年 (1983年)	全国商工会議所青年部連合会発足。4月1日
平成 1 3 年 (2001年)	<u>日本商工会議所定款に女性会連合会、青年部連合会が明記される</u>
平成 1 8 年 (2006年)	正式名称「全国商工会議所青年部連合会」の表記を「日本商工会 議所青年部」に、略表記を「日本 Y E G」とする。2月

現在の「商工会議所法」は、昭和 2 8 年 (1 9 5 3 年) 1 0 月 1 日に施行された 9 1 条の条文から成る法律です。(検索 <http://www.houko.com/00/01/S28/143.HTM#s1>)

この商工会議所法に基づいて「日本商工会議所定款」が作られ、同 2 9 年 (1 9 5 4 年) 7 月 1 日に施行されました。(検索 <http://www.jcci.or.jp/johokokai/teikan061108.pdf>)

併せて「商工会議所標準定款例」が作られ、これを基に各地の商工会議所の定款を作成した為、全国的にほぼ同じような内容の定款となっています。

商工会議所の目的 (商工会議所標準定款例より抜粋)

地区内における商工業者の共同社会を基盤とし、商工業の総合的な改善発展を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資し、もってわが国商工業の発展に寄与することを目的とする。

商工会議所の主な事業 (日本商工会議所のホームページより抜粋)

- ・ 商工会議所としての意見を公表し、これを国会や行政庁等に具申、建議します。
- ・ 行政庁等の諮問に応じて答申をします。
- ・ 商工業に関する調査研究を行っています。
- ・ 商工業に関する情報・資料の収集および刊行を行っています。
- ・ 商品の品質、数量、商工業者の事業内容、その他商工業者に係る事項に関する証明、鑑定

および検査を行っています。

- ・輸出品の原産地証明を行っています。
- ・商工業に関する施設を設置し、維持および運用をします。
- ・商工業に関する講演会および講習会を開催します。
- ・商工業に関する技術・技能の普及および検定を行っています。
- ・博覧会・見本市等を開催し、およびこれらの開催の斡旋を行っています。
- ・商事取引に関する仲介および斡旋を行っています。
- ・商事取引の紛争に関するあっ旋・調停および仲裁を行っています。
- ・商工業に関して、相談に応じ、および指導を行っています。
- ・商工業に関して、商工業者の信用調査を行っています。
- ・商工業に関して、観光事業の改善発達を図ります。
- ・社会一般の福祉の増進に資する事業を行っています。
- ・行政庁から委託を受けた事務を行っています。
- ・上記に掲げるものの他、商工会議所の目的を達成するために必要な事業を行っています。

議員種別および標準的な役員構成（議員総数は30人以上150人未満となっている）

議員種類	選出方法	議員定数	備考
1号議員	会員の選挙で選出	議員総数の 50 / 100 以上	
2号議員	部会からの選出	議員総数の 35 / 100 以下	
3号議員	会頭の指名で選出	議員総数の 15 / 100 以下	

役職	人数	選任方法
会頭	1 人	議員総会において会員のうちから選任
副会頭	2 ~ 4人 (#1)	議員総会の同意を得て会頭が会員のうちから選任
専務理事	1 人	議員総会の同意を得て会頭が選任
常議員	議員総数の1/3以内	議員総会において議員のうちから選任
監事	2 ~ 3 人	議員総会において会員のうちから選任

1 . 会員数が1500人未満：2人以内、1500~3000人未満：3人以内、3000人以上：4人以

議員・役職別会費特別口数の一例（某商工会議所の場合）会費1口の年額2,000円

役職	会頭	副会頭	常議員	監事	議員
特別口数	1,000口	500口	160口	110口	40口
金額	200万円	100万円	32万円	22万円	8万円
備考					

日本商工会議所青年部（日本Y E G）とは
 「全国組織としてのスケールメリットを最大限に活かし、中小企業を取り巻く環境改善のために、行政又は政治に対し、提案し提言できる連合会を目指す青年経済団体である」

（H17 日本Y E G「Y E G未来創造委員会」Renovation への提言より抜粋）

日本Y E Gの4大役割

1. 「交流と連携」
2. 「研修と研鑽」
3. 「会員への具体的なビジネスチャンスの提供」
4. 「組織としての影響力の発揮」

（H17 日本Y E G「Y E G未来創造委員会」Renovation への提言より抜粋）

正式名称	全国商工会議所青年部連合会
・表 記	日本商工会議所青年部
・略表記	日本Y E G（呼称：にほん ワイ イー ジー）
・会 員	400単会（全国の商工会議所青年部）・・・加入率 90.1%
・特別会員	45道府県商工会議所青年部連合会・・・未設置 東京都・山梨県 9ブロック商工会議所青年部連合会
	総メンバー数 26,630人（平成21年7月21日現在）

商工会議所青年部のシンボルマークは、商工会議所のマークと、商工会議所青年部を表す英語名「Young Entrepreneurs Group」（若き 起業家 集団）の3つの頭文字を取ったロゴとを組み合わせたものです。

同時に青年部のコンセプトである「若さ・情熱・広い(世界的)視野を持った経営者」（Youth・Energy・Generalist）を表しています。

商工会議所のマークは「Chamber of Commerce and Industry」（商業&工業 会議所）の3つの頭文字を組み合わせたものです。また、Japanの頭文字も含ませ大鳥が翼を広げて飛ぶ様子を表現しています。すなわち、日本商工会議所が世界に飛躍していることを示し、全国各地の商工会議所はこのマークで統一されています。

日本商工会議所青年部【日本Y E G】の歴史（あゆみ）

商工会議所青年部は、次代の地域経済を担う後継者の相互研鑽の場として、また青年経済人として、資質の向上と会員相互の交流を通じ、自企業の発展と豊かな地域経済社会を築くことを目的に、全国各地の商工会議所に設置されています。

しかし、商工会議所のある都市部には、各種団体の青年部などが数多く存在し、中には商工会議所がそれらの団体の事務機能を代行しているところも多いなどの背景もあって、青年部を設置することに消極的な商工会議所もみられます。一方で、商工会議所青年部の活動は、企業経営や商工会議所の勉強の場であり、交流や連携、研修や研鑽を通じて企業の発展を図ることや、企業や地域を取巻く諸問題解決のための意見・建議活動を行うなど、商工会議所の強化につながることや、各種団体の青年部等との相違点についての理解や認識が深まるにつれて、青年部を設置する商工会議所が急速に増えてきました。

このような中で、先進青年部の中から日本商工会議所（通称：日商）に対して「青年部の全国組織化を図ってほしい」「全国大会を開催してほしい」という要請が、1979年（昭和54年）頃から出てきました。そこで日商では、全国組織化や全国大会を開催する前に、商工会議所青年部の目的、あり方を確認し合う必要があるとの観点から、地域ブロックごとに、青年部の運営研究会を開催してきました。

こうした経緯を踏まえ、「行動する商工会議所に若い力を」のスローガンのもとに、商工会議所青年部の初めての全国大会が1981年（昭和56年）11月に群馬県前橋市で開催されました。この大会で「全国組織化を図れ」との提案があり、参加者全員の総意で採択されました。

これを受けて日商では、全国9ブロックの青年部の代表25人から成る「全国組織化推進委員会」を設け、全国組織化の必要性について再確認するとともに、全国連合会が行うべき事業とその収支予算等について検討を重ねてきました。1982年（昭和57年）10月に富山県高岡市で「若い力を結集し、商工会議所に新たな飛躍を」のスローガンのもとに第2回の全国大会が開催されましたが、その際、全国商工会議所青年部連合会の結成大会も併せて開催され、全国組織化推進委員会が検討してきた連合会の規約、事業計画、収支予算等が同大会で諮られ、その結果、全国商工会議所青年部連合会（通称：商青連）が、1983年（昭和58年）4月1日に発足することとなりました。

そして、2001年（平成13年）5月24日、商工会議所の組織基盤を強化し、商工業の改善発展に寄与するために、“商工会議所青年部を会員とする全国商工会議所青年部連合会を置く”として、全国商工会議所女性会連合会とともに日本商工会議所定款に明記され、その組織が日本商工会議所の一部として正式に認証されました。

また、2006年（平成18年）2月より、正式名称「全国商工会議所青年部連合会」の表記を「日本商工会議所青年部」に、また略表記を「日本Y E G」（呼称：にほんワイイージー）とすることとしました。

【 日本Y E G 3大事業 「総会」「全国会員大会」「全国会長研修会」の 年間事業サイクルおよび開催時期の見直し 】

平成17年度 日本Y E G「Y E G未来創造委員会(委員長 鳥澤加津志 埼玉県連上尾Y E G)」では、日本Y E Gの年間サイクルの検討、組織の改革、中長期ビジョンの検証に取り組み、日本Y E Gとして主催する「総会」「全国会員大会」「全国会長研修会」の3つの事業の開催意義を精査し、これら年間サイクルの変更が同年度 審議、決議され、平成21年度から実施されることとなりました。

以下、Y E G未来創造委員会からの提言(Renovationへの提言)より抜粋。

- ・「**全国会員大会**」：全国会員大会は、全国の会員が出会い、交流と連携を図る最大の場です。現在の11月開催では、主催である日本Y E Gが年度の間であり、大会に合わせた会員向けの意義ある事業の開催には日数が少ないのが現状です。よって、日本Y E Gはもちろん全国の単位Y E Gの「年度の集大成」として、2月の開催が望ましい。
- ・「**全国会長研修会**」：全国会長研修会は、次年度単位Y E G会長予定者の研修を主とし、併せて日本Y E Gのオリエンテーションを行う事業です。開催趣旨を考えると現在の2月開催では、次年度単位Y E G会長予定者が、会長研修会で得た知識や情報などを、次年度単位Y E Gの事業計画や運営に活かすことが難しいのが現状であり、また近年各単位Y E Gにおいては、補助金や助成金などの関係から、行政等と前年度の早い段階から具体的な計画を立てて準備や連携を図ることも求められています。よって、11月の開催が望ましい。この時期に開催することで、全国から集まった同じ立場のメンバーの交流と連携が深まり、意見交換や議論を通して早い段階から準備を進めることが出来ます。また日本Y E G会長予定者は、全国の単位Y E G会長予定者の思いや意見を、次年度日本Y E Gの事業計画に反映させることも出来ます。
- ・「**総会**」
 - 7月、**決算関係書類の承認**：9月に開催される日本商工会議所(日商)役員会に、日本Y E Gとして報告するために、事業終了の3月末から8月末までに開催する必要があり、通年4月末から6月にかけて、各ブロックの「春の会長会議」が開催されるために、7月の「会員総会」開催が望ましい。ただし、全国の単位Y E Gの負担等を考慮するならば、A T(エンジェル・タッチ)を使った「電子会員総会」も検討すべき。
 - 10月、**人事案件に関する承認**：次年度会長予定者に関する人事案件に対し、この時期に承認しなければ、次年度執行部人事(案)及び事業計画(案)・収支予算(案)の作成準備をすることが出来ません。以上の事から、11月に開催される「全国会長研修会」との併設が望ましい。
 - 2月、**事業計画および収支予算の承認**：次年度新人事に基づく事業計画(案)および収支予算(案)の承認。新年度事業の承認であるため、2月に開催される「全国会員大会」との併設が望ましい。

青年部の設置状況および日本Y E G会員状況(平成21年 7月21日現在)

- ・ 全国515商工会議所の内、444商工会議所に青年部設置：設置率85.9%
- ・ 444青年部の内、日本Y E G会員青年部400：会員率90.1%
- ・ 都道府県連未設置：東京都連、山梨県連

ブロック	青年部未設置商工会議所【71】	日本Y E G非会員単会【44】	その他
北海道	【20】小樽、札幌、旭川、室蘭、稚内、深川、紋別、森、士別、富良野、江別、倶知安、芦別、夕張、伊達、苫小牧、岩内、千歳、余市、留辺蘂	【1】栗山	
東北	【0】	【0】	
関東	【13】群馬県(1)高崎 東京都(7)八王子、武蔵野、青梅、立川、むさし府中、町田、多摩 神奈川県(2)横浜、川崎 静岡県(4)下田、磐田、熱海	【9】埼玉県(2)飯能、川越 千葉県(3)市原、浦安、君津 東京都(1)東京(足立、台東、江戸川、豊島支部) 山梨県(1)甲府 静岡県(2)伊東、富士宮	東京都連(未設置) 山梨県連(未設置)
北陸信越	【5】新潟県(3)新潟、小千谷、糸魚川 石川県(1)金沢 長野県(1)松本	【14】新潟県(4)上越、柏崎、新井、三条 長野県(10)上田、飯田、岡谷、塩尻、伊那、小諸、駒ヶ根、佐久、飯山、千曲	
東海	【11】岐阜県(8)岐阜、大垣、多治見、瑞浪、中津川、美濃、神岡、土岐 愛知県(3)名古屋、碧南、西尾	【3】岐阜県(3)美濃加茂、可児、羽島	
近畿	【7】滋賀県(1)近江八幡 大阪府(5)大阪、堺、東大阪、豊中、松原 兵庫県(1)神戸	【9】大阪府(3)茨木、大東、池田 兵庫県(6)姫路、尼崎、西宮、伊丹、西脇、宝塚	
中国	【6】鳥取県(1)境港 広島県(5)尾道、呉、福山、庄原、因島	【1】広島県(1)三原	
四国	【0】	【0】	
九州	【8】福岡県(5)福岡、北九州、大牟田、飯塚、直方 熊本県(2)八代、本渡 宮崎県(1)延岡	【7】福岡県(2)田川、嘉麻 佐賀県(2)有田、佐賀 熊本県(1)牛深 宮崎県(1)日南 鹿児島県(1)阿久根	

各地商工会議所における青年部、女性会の位置づけ等について

日本商工会議所

日本商工会議所においては、各地商工会議所青年部および女性会の全国組織である全国商工会議所青年部連合会（日本Y E G）および全国商工会議所女性会連合会（全商女性連）について、両連合会の活動の強化を図るとともに、日本商工会議所の諸活動への一層の参加協力を求める観点から、平成13年5月に両連合会を日本商工会議所の定款に位置づけました。また、あわせて平成13年7月に開催された第501回日本商工会議所常議員会において、両連合会の会長に対し、日本商工会議所会員総会、議員総会、常議員会への出席資格を与える旨の申し合わせを行い、両連合会は、日本商工会議所の諸活動の一翼を積極的に担っております。

爾来、日本商工会議所においては、各地商工会議所に対し機会あるごとに青年部および女性会の設置をはじめ、それらの位置づけを明確化するよう要請してまいりました。この結果、現在、青年部設置444ヶ所、女性会設置427ヶ所、また定款への位置づけについて、青年部316ヶ所、女性会299ヶ所、代表者の常議員会への出席について、青年部167ヶ所、女性会142ヶ所の商工会議所を数えるに至っています。

このような状況を踏まえ、日本商工会議所としましては、各地商工会議所の運営基盤の一層の強化と全国商工会議所の連携強化を図る観点から、こうした動きをさらに加速することが必要であると存じます。つきましては、各地商工会議所におかれては、下記事項について改めてご検討いただくよう、お願いいたします。

記

1. 青年部および女性会未設置商工会議所における青年部および女性会の設置

青年部および女性会の設置に関しては、各地商工会議所における個別事情や他の既存団体との関係等を踏まえ、各地商工会議所のご判断によることはありますが、現に青年部や女性会を設置している商工会議所におけるこれら組織の役割、商工会議所の事業・組織運営に及ぼす効果等に鑑み、青年部および女性会未設置商工会議所におかれては、青年部および女性会の設置についてご検討をお願いいたします。

2. 日本 Y E G および全商女性連への加入

日本 Y E G および全商女性連へ加入していない青年部および女性会を有する商工会議所におかれては、日本商工会議所の諸活動の一翼を積極的に担っている日本 Y E G および全商女性連の機能強化を図るため、これら全国組織への加入についてご検討をお願いいたします。

3. 定款への位置づけ

青年部または女性会を設置済みの商工会議所におかれては、青年部および女性会の存在の明確化と商工会議所活動への参加協力を求める観点から、定款への両組織の位置づけについてご検討をお願いいたします。

4. 代表者の常議員会への出席

商工会議所の活動や意見を青年部や女性会が十分に理解し、また商工会議所に対して青年部や女性会の意見を伝えてもらうことにより、両者の連携を深め、ひいては商工会議所活動の活性化を図るため、青年部および女性会代表者の常議員会へのオブザーバー出席について ご検討をお願いいたします。

以上

大 分 宣 言

我々商工会議所青年部は、商工会議所の組織基盤を強化し、商工業の改善発展に寄与するために、平成13年5月24日、“商工会議所青年部を会員とする全国商工会議所青年部連合会を置く”として、全国商工会議所女性会連合会とともに日本商工会議所定款に明記され、その組織が日本商工会議所の一部として正式に認証されました。

また、本年9月20日開催の日本商工会議所第554回常議員会・第197回議員総会において、商工会議所の運営基盤の一層の強化と全国商工会議所の連携強化を図る観点から、青年部および女性会未設置商工会議所における青年部および女性会の設置、日本Y E Gおよび全商女性連への加入、定款への位置づけ、代表者の常議員会への出席について、推進することが決議されました。

それを受け、我々としても商工会議所活動の重要な役割を担うべく、各地商工会議所の定款に青年部を明記・位置づけしていただくと共に、常議員会に青年部代表者が出席し、意見を述べるできるよう各单位会議所においてお願いしていくことを、我々の運動の中心の一つとします。

我々は、日本商工会議所青年部に所属する400単位会議所定款に青年部が明記・位置づけされること、また各单位会議所常議員会に青年部代表者が常議員会構成者として出席して意見を述べるができるよう、各单位会議所においてお願いし、それをゆるぎなく推進していくことをここに宣言いたします。

平成18年11月11日

第26回全国大会大分大会

【いしかわ加賀宣言】

「地域が創る日本の未来、故郷の新しい風Y E G」をスローガンに掲げ、
「權を漕げ！帆をあげろ！時代の風はY E G」を開催地テーマとし、
私たちY E Gは、ここ加賀市で、
第24回全国会長研修会「いしかわ加賀会議」を開催いたしました。
昨日の大討論会において、参加者のみなさまから多くの熱い意見が投げかけられました。
全国各地では商工会議所活動に対し、様々な意見があり、また問題も山積しています。
だからこそ、地域経済の活性化のためには商工会議所の取り組みが重要であり、地域の
リーダーである我々は切磋琢磨しながら、地域のブランドを生かした活動をして行くべ
きという提言がなされ、会場の皆様の賛同を得ました。
その想いを心に刻み、ここに「いしかわ加賀宣言」を行います。

「いしかわ加賀宣言」

私たちY E Gは、
地域再生、日本再生のため、自己研鑽に励み、
すべてのY E Gが、それぞれの地域の特性を生かし、
経済振興策を含めた建議・提言活動を行い、
その取り組みを発信していくことを目指す。

平成19年2月17日

第24回全国会長研修会「いしかわ加賀会議」

大会会長 中村 隆泰

平成19年3月12日

日本商工会議所
会頭 山口 信夫 様日本商工会議所青年部
会長 國枝 恭二

提 言 書

政府は、2006年11月の月例経済報告で基調判断を下方修正しつつも、2002年2月に始まった今の景気拡大が、1965年から70年まで57ヶ月間続いた「いざなぎ景気」を抜いて、戦後最長になったと判断、報告しました。

しかし、この好景気は、米中の好調な経済や企業の積極的なリスストラ策がその背景にあることは明らかであり、実質経済成長率を見ても、いざなぎ景気期間が年平均11.5%だったのに対し、今回の景気では2.4%にとどまるなど、経済の伸びの勢いが極めて鈍く、国民の多くは景気回復を実感するまでには至っていません。くわえて、賃金水準の切り下げや正規雇用からパートや契約社員への置き換えが進んだことで労働配分率は下降線をたどり、多くの国民の暮らしはギリギリのところにあります。政府の月例経済報告が基調判断を下方修正したのも、個人消費関連指標が弱いことに依拠しているものと思われる。

また、大企業と中小・零細企業、都市と地方、業界別に目を転じても、景気回復は一部の大企業（特に製造業）、そして大都市に偏り、中小・零細企業（特にサービス業）や地方には及んでおらず、社会格差の拡大も指摘されるなど、経済全体の健全な体質改善が進んだとは言えない現状にあります。

今年度、日本商工会議所青年部（以下日本YEG）は、『地域が創る日本の未来、故郷の新しい風YEG』をスローガンに掲げ、会長所信では、「日本経済の根幹を支え、企業を育み、不安のない生活や教育を提供し、将来を担う若者を育てるのも、“地域”というコミュニティの大切な役割であり、地域経済を支える中小企業の役割である。地域が地域としてしっかり経営されてこそ、故郷がある日本こそ、本当に愛すべきこの国の姿である」として活動を展開してまいりました。また、このスローガンと所信は、山口会頭から日本YEGに寄せられた「健全な日本の発展は、元気な中小企業によって支えられ

る」とのメッセージとも合致するものであると確信いたします。

前掲を踏まえ、日本Y E Gは、地域の声を活動に反映させるべく春のブロック会長会議並びに秋のブロック大会開催に併せ、全国400単位商工会議所青年部会長との意見交換の場を設けました。この中で、多くの中小・零細企業が抱える課題として 中小企業の事業承継（相続）制度 金融の円滑化および信用保証制度 - などの改善に向けた実効性ある取り組みを期待する声が数多く寄せられました。これを受け、日本Y E Gでは、学識経験者・国会議員・専門コンサルティング会社との勉強会や意見交換会を重ねながら、当該制度に関する調査・研究を進め、以下の提言を提出させていただくに至りました。

つきましては、日本商工会議所におかれましては、当該問題に関する積極的な調査・検討・精査を実践していただき、政府並びに関係機関へ建議・陳情していただきますようお願い致します。

以下、日本Y E Gとしての提言を記載いたします。

提言 1

相続税の非課税

中小企業（非上場）の後継者が事業を承継する場合、相続した自社株式に対する相続税を、非課税（売却した場合を除く）としていただくようお願いいたします。

国内の中小・零細企業は、企業数で全体の9割以上、雇用では約7割を占め、日本経済の礎であることは言うまでもありません。また、優れた技能・技術を有する中小・零細企業も多く、日本経済が継続的発展を持続するためには、中小・零細企業が健全に発展していくための環境整備が欠くべからざるファクターであると言えます。

そのような視点に立脚するとき、多くの中小・零細企業の存続を圧迫する事業承継制度の見直しは喫緊の課題と言えます。

平成17年10月、中小企業庁は「事業承継協議会」を設立し、中小企業の事業承継円滑化に向けた総合的な検討を行い、平成18年6月には、中小企業の円滑な事業承継のための手引きである「事業承継ガイドライン」を策定・公表されたことは記憶に新しいところです。また、自由民主党経済産業部会中小企業調査会でも中小企業に関する緊急決議のなかで「事業継承を円滑化するために中小企業関係税制の充実・強化を図ること」を決議しました。

日本Y E Gとしては、こうした国や政界の動きにも呼応しつつ、もう一段踏み込んだ現行制度の改善を強く望む立場から、日本商工会議所が標記の提言を積極的に推進していただくことを提言いたします。

提言 2

第三者個人連帯保証の原則撤廃

中小企業が金融機関から融資を受ける際の「第三者個人連帯保証」の原則撤廃をはじめ、中小企業金融の円滑化および信用補完制度全般の見直しと改善をしていただくようお願いいたします。

安倍首相は、所信表明の中で、内閣の重要課題として総合的な「再チャレンジ支援策」の推進を表明しました。しかし、今の日本に目を転じると、欧米諸国に比べ挑戦する人に厳しい社会構造になっています。とりわけ、経済分野の諸制度も、「経営に失敗しないことが善で、失敗は悪である」との概念によって組み立てられたものが多く、失敗を経験として評価される欧米とでは大きな開きがあります。

このことを端的に示す制度として不動産担保や保証人に依存した融資制度、とりわけ第三者個人連帯保証があります。現行制度には、債務による自殺者の数が年間で約8,000人、これに支払われる保険金が約2兆円に及ぶなど、広義で悲劇的な社会現象を生む最大の根源といった問題も内包しています。また、一方で「連帯保証制度は金融機関の能力を低下させ、経営監視のインセンティブを弱めるため長期的に倒産・自己破産を招きやすい体質を温存する」（瀬尾佳美青山学院大学助教授）と指摘する声もあります。

平成18年度に、中小企業庁から全国の保証協会に対し「第三者連帯保証」の原則撤廃の指示がなされるなど新たな動きも出ていますが、日本Y E Gとしては、前掲のような悲劇が繰り返されないためにも、土地担保至上主義とならぶ日本の金融の害悪ともいえる第三者個人保証を原則撤廃し、その上で、中小企業金融の円滑化に支障が出ず、かつ再チャレンジ・やり直しできる文化を醸成できるような新たな中小企業金融の信用補完制度制定・システム構築に向けて、日本商工会議所が関係機関と調査・精査・検討し、国・行政等に提言・提案していただくよう強く要望するものであります。

平成 19 年 12 月 8 日

日本商工会議所
会 頭 岡村 正 様日本商工会議所青年部
会 長 原田 隆司

「地方幹線道路等の早期整備に関する提言」

道路特定財源問題に関しては、政府・与党が昨年（平成 18 年 12 月）にまとめた「道路特定財源の見直しに関する具体策」において、「真に必要な道路整備は計画的に進めることとし、平成 19 年中に今後の道路整備の姿を示した中期的な計画を作成する」とする一方で、「現行の税率水準を維持する」ことおよび「一般財源化を前提」として、「毎年度の予算で道路整備に充てることを義務づけている現在の仕組みはこれを改める」、「毎年度の予算において、道路歳出を上回る税収は一般財源とする」ことなどが示されておりました。

道路は、社会、経済、生活を支える基本的なインフラであり、全国の交通ネットワークの整備は、物流、移動の効率化を進め、わが国の産業、経済の安定・発展ならびに災害緊急時への対応等に大きく貢献するものであります。地方においては、幹線道路網が地域の安定および振興に不可欠であるばかりでなく、災害時の救援あるいは医療施設へのアクセスとして住民の生命に直結する場合があります。都市圏においては慢性的な渋滞解消等のための環状道路の整備、鉄道との立体交差の整備、道路の老朽化対策等が必要とされております。また、昭和 40 年代以降、道路整備が促進されてきたとは言え、地域間を結ぶ幹線となるべき高規格幹線道路等は、なお計画の少なからぬ部分が未開通のままで残されており、道路整備を望む声は根強いものがあります。

勿論、無駄な道路計画の縮減や厳正なコスト管理等を行わなければならないことは言うまでもありませんが、特に幹線道路は連結してこそネットワークとして大きな機能が発揮されるのであり、その場合、当該地域のみならず、

広く国全般にわたってのインフラ機能が効果的に発揮されることとなります。したがって、特に高規格幹線道路の計画区間については、可及的速やかに整備すべきです。

地域の努力不足や競争によって格差が生じることはやむを得ないとしても、せっかく潜在的な力も意欲も有しているにもかかわらず、道路が未整備であるためにそれが発揮できないとすれば、公平な公共投資配分とは言えず、地域間格差の是正に配慮すべき国の責任を全うしていないこととなり、国にとっても大きな損失となります。

道路は、そもそも公共財であり、その整備には一般の税財源を当てることが原則であるところ、特に早急な整備が必要なために、例外的に受益者負担主義を採用して特定財源に頼った経緯を忘れてはなりません。

本来、予算のシーリングがなければ余剰は発生しませんが、シーリングによる歳出の制限により余剰が発生するのであれば一般財源化することなく、特定財源はまずは真に必要な道路の整備に前倒しをしてでも充当するのが筋であります。

よって今後の政策運営に当たり、次の事項を強く提言いたします。

提言：真に必要な道路高規格幹線道路の計画区間 14,000 kmの早期整備を最優先されたい

地域間格差の是正、地域活性化、わが国全体の成長力の強化のためには、道路は必要不可欠な社会インフラであり、特に結節されてはじめて機能を発揮する高規格幹線道路(14,000 km)の整備を最優先していただきたい。また、真に必要な道路が未だ全国各地で整備されないままで多く残されていることから、道路整備を目的に集めた特定財源は、制度の趣旨に則り、暫定税率を維持したうえで、一般財源化することなく道路整備を進めていただきたい。その際には地域格差の是正や地方の自立、高次医療施設へのアクセス強化、渋滞対策などに適切に措置していただくよう強く提言いたします。

平成 19 年 11 月 15 日

日本商工会議所

会頭 岡村 正 様

日本商工会議所青年部

会 長 原 田 隆 司

要 望 書

日頃は日本商工会議所青年部（以下、日本 Y E G）の活動に対し温かいご指導、ご鞭撻を賜り心より御礼申し上げます。

さて、昨年度、日本 Y E G では全国の会員企業から経営環境に関する意見・要望を募り、それを調査研究の上、添付の「提言書」の形にまとめて提出いたしました。今年度においても「We Can Do It .今行動！」全ては愛する地域のために”をスローガンに、昨年度に引き続き会員企業の経営環境の改善に取り組んでおり、ここに平成 19 年度日本 Y E G 役員会の総意として、昨年度と同様に下記について要望いたします。

つきましては、日本商工会議所におかれましては、これまでに引き続き当該問題に関する積極的な調査・検討・精査を実践していただき、実現に向けて、政府並びに関係機関へ建議・陳情していただきますよう要望いたします。

記

一．事業承継の際の相続税の非課税化について

中小企業（非上場）の後継者が事業を承継する場合、相続した自社株式に対する相続税を、非課税（売却した場合を除く）としていただくようお願いいたします。

一．第三者個人連帯保証の原則撤廃等について

中小企業が金融機関から融資を受ける際の「第三者個人連帯保証」の原則撤廃をはじめ、中小企業金融の円滑化および信用補完制度全般の見直しと改善をしていただくようお願いいたします。

以上

平成 2 1 年 2 月 2 0 日

日本商工会議所

理事・事務局長 坪田秀治 様

日本商工会議所青年部

会 長 工藤 哲弘

中小企業の将来的なビジョンに向けて

提言および要望

日頃は日本商工会議所青年部（以下日本 Y E G）の活動に対し、温かいご指導を心より御礼申し上げます。

さて、日本 Y E G では会員企業の「経営環境の改善」について取り組んでおります。本年度は、全国 4 0 2 単会の会長に政策提言アンケートを実施し、地域あるいはメンバー企業の抱える問題について返答を得ました。それらの意見の中から、中小企業の将来的なビジョンに向けて、全国の連合組織である日本 Y E G として取り組まねばならない問題について検討を重ねてまいりました。

今回のアンケート結果につきましては、すぐにでも地域で取り組まなければならない問題、あるいは既にかかなりの部分が政策化されているもの等も見受けられましたが、中小企業における将来的なビジョンという観点から、労働時間法制の弾力化、時限的な所得控除の拡大による内需の拡大、法人税の中小企業軽減税率の見直し、中小・小規模企業による雇用創出のための社会保険制度の見直し、新たなる信用創造と連鎖倒産防止のための A B L（動産・債権担保融資）の積極活用促進について着目し、下記の通り「提言および要望」として取り纏めました。

そしてこれを、平成 2 0 年度日本 Y E G の総意として提出いたします。

日本商工会議所において、引き続き当該問題に関する積極的な調査・検討・精査を実践していただき、問題解決に向けて政府ならびに関係機関への建議をお願いいたします。

記

提言 1

時限的な所得控除の拡大による内需の拡大について

世界金融不況の影響による派遣労働者の解雇問題など景気減退による政府税収の減少が見込まれ、既に財政赤字が800兆円あり更なる赤字国債の発行が難しい状況を考えると、消費者の不安心理の払拭の為には公的資金による財政出動と合わせて消費者自身の購買意欲を高める為に実質の所得を底上げするという、両方向からの施策の実行が望ましくおもわれます。

今年度末を目安に行われるであろう約2兆円規模の定額給付金も消費者のマインドが冷え切っている内は、貯蓄や借金返済の財源に充てられる可能性が高く必ずしも消費マーケットに還流するとは限らないと予測されます。硬直化した消費者の心理を和らげ、且つ定額給付金に挙げられる財政出動の本義である内需拡大を効率よく図る為に、消費者主体で使える資金のアローアンスを増やし民間資金の流動化を促す必要があると思われま

す。そこでわれわれは、所得控除の拡大を、内需拡大の一助とすることを考えました。もっとも今後の人口減少社会を考慮した場合、中長期的には今後専業主婦などの非労働者層も労働力として見込まざるを得ず、税制に関して中長期的には控除を撤廃してゆく方向性であるのは理解した上で、現在の消費意欲の減退を考えた時、緊急的な措置として時限的な所得控除の拡大による内需の拡大を提言いたします。

所得控除をめぐっては現行の制度では所得控除が年額103万円となっている為に、勤労意欲があるにも関わらず労働時間調整を行い、控除枠内の所得に収めている労働者の方々も多く、他方で健康保険の被扶養者になる金額は年額130万円未満となっています。この所得控除の限度額を引き上げることにより、家庭の収入を最大27万円増額できるチャンスがあり、消費意欲の後押しを期待出来ると考えます。また、もう少し働きたいという勤労意欲のある労働者が機会損失をせずに自主的に収入を増やす事が出来るメリットがあると思

す。

提言

現在 1 0 3 万円である所得控除の限度額を健康保険被扶養者の適用年収限度額の 1 3 0 万円に統一する

提言 2

法人税の中小企業軽減税率見直しについて

現在、法人税の中小企業軽減税率は 2 2 % ですが平成 2 1 年度から 2 年間は 1 8 % に引き下げられます。法人所得が 8 0 0 万円を超えると 3 0 % となります。隣国の韓国では 1 億ウォン（約 1 0 0 0 万円）以下で 1 3 %、1 億ウォン超で 2 5 % となっており、中小企業軽減税率は大企業の半分程度に抑えられています。また、平成 2 1 年度から 2 年間 1 8 % に引き下げられたとしてもいまだ、高い税率であると思われます。加えて法人所得 8 0 0 万円が大企業と中小・小規模企業の区切りであるのも低すぎると考えます。資本金の増強や未来志向の設備投資等、中小・小規模企業のより健全な発展への資金作りの支援策として、また国際競争力や国際的なトレンドを考慮していただき次のことを提言いたします。

提言

法人税の中小企業軽減税率の適用を現在の「法人所得 8 0 0 万円以下」から「1 6 0 0 万円以下」に引き上げた上で、中小企業軽減税率を 1 5 % に引き下げる

提言 3

中小・小規模事業所における雇用創出のための社会保険制度の見直しについて

世界金融不況の影響と思われる消費マーケットの縮小は派遣労働者の大量解雇などの新たな問題を誘発しています。そうした中で大企業だけに限らず、中小・小規模企業による新たな雇用創出が緊急の社会的課題となっています。そのような事業所においては、社会保険

料を含む雇用コストが大きく、積極的な雇用活動の弊害になっているのに加え、中途採用者が多いことから被雇用者の人柄や実務能力を十分に検証出来ずに雇用に踏み切り、結果として企業側にとって必ずしも望まれない人物を雇入れてしまうというリスクも孕んでいるのが実状ではないでしょうか。

もちろん大企業と比較して財務体質の脆弱な中小・小規模企業に於いては、企業の有する資源の多くをマンパワーに求める傾向があり、人材の確保が正に企業の存続に関わる大変重要なテーマおよびファクターであると言えます。しかしその反面、上記のような雇用リスクを内在している事により積極的な人材の雇用活動が実行し難い実情があると考えられます。そこで、政策的に中小・小規模企業に対して雇用リスクの軽減化を行い、雇用活動における経営者側の積極性を引き出すことで、多くの新規雇用の機会の創出が可能となり、併せて中小・小規模企業にとっては戦略的な前向きの人材投資を行うチャンスに繋がるものと考え、次のことを提言します。

提言

新規雇用時における社会保険料の時限的免除制度の導入

* 現在は育児休暇の取得時に限り適用

要望 1

中小・小規模企業における「労働時間法制の弾力化」について

原油原材料価格の高騰に始まり、世界的な経済恐慌の風が吹き荒れる現在、中小・小規模企業は、収益・採算はもとより資金繰りが極度に悪化しております。その中で、労働者への賃金をコストとして捉え、大規模な人件費の削減を実施し会社の存続を図っている企業も少なくありません。昨今、時間外労働に対する最低支払い賃金の底上げ等、労働者側の視点に立った改正は進むものの、結果的に少ない粗利を確保するために法の抜け道を詮索・悪用する企業も現れ、未払い賃金訴訟等に見られるように、最終的に労働者を苦しめている現状が

存在することも事実です。

又、他方では特に地方における雇用問題は深刻の度を増し、フリーターなどの増加の一方で、慢性的な人材不足は企業の存続に暗い影を落とし、経営者の創意工夫・柔軟性を阻害している現状があります。

さて我々が今年度行った全国402単会より集計したアンケートから、現行の労働基準法について、時代背景も踏まえ中小・小規模企業にとって、遵守することが限りなく不可能に近い業種・業態・職種が多く存在するという指摘がありました。つまり、中小企業の実態にそぐわない労働時間法制が中小企業の経営に影響を与えているのではないか？という問題があります。そしてその企業の実態にそぐわない規制が、企業の存続を危うくし、地域経済ひいては地域雇用そのものに影響を与える危惧さえあります。中長期的な経営資源である労働者の労働環境を守ることを通じて、企業の持続的な発展を図るという経営者の視点と、労働者の権利保護（労働環境、適正な労働対価の取得）という労働者の視点を両立させて両者が良好な関係を築くことこそが、目指すべき姿であり、そのために実態に即した労働時間法制の弾力的な運用のための企業の規模・業種・業態・職種別の基準が必要であると考えます。このため、早急にこの問題に対する積極的な調査・検討・精査を実践し、事業実態に即した法の改正を望みます。

要望

企業の規模・業種・業態・職種別による労働時間の基準づくりとそれに即した労働時間法制の改正を要望します

要望 2

新たなる信用創造と連鎖倒産防止のためのABLの積極活用促進について

これまでは地域の金融機関でさえ投資する業績の良い企業が地域にないという理由で、余剰資金を投資に回してきましたが、昨今の世界的な金融メカニズムの崩壊が金融機関の自己

資本比率に相当なマイナスのインパクトを与えています。そのような中、金融機関（特に地方の金融機関）は、その本義である地域企業の健全育成を図るためのサポート業務に立ち返り、地域の産業への積極的融資によって、脆弱な資本金質の中小零細企業に対してより一層の弾力的な資金供給を可能にして行かなければならないのですが、実際は身を硬くするばかりで、これから果たしていく役割が依然見えてこないのが実情ではないでしょうか。

また、信用創造については、経済が伸びている時は手形が有効に機能してきましたが、現在のような不況下では、信用創造が縮小し、手形の発行量も減少する中で、企業の売り上げの伸張は益々困難になっています。さらに手形におけるリスクは発行を受けた事業所側にあり、手形の期間が長期に及ぶと、信用創造のメリットよりも、受け取った側のリスクが大きくなりすぎ、それは不渡りによる連鎖倒産を引き起こす可能性が増大します。

今後、金融機関は本来的な地域企業の健全育成を図るためのサポート業務に立ち返り、地域の産業への積極的融資によって、脆弱な資本金質の中小零細企業に対してより一層の弾力的な資金供給を促進するためには、新しい金融手法の積極的な活用が必要だと考えます。世界金融不況の中で、金融機関の地域の産業への積極的融資を喚起し、連鎖倒産を防止し、かつ新たな信用創造を構築する金融手法として、2億円の保証協会の保証枠つきABL（動産・債権担保融資）の積極活用に着目しました。

しかしながら、そもそもABL自体が中堅企業・中小企業の中でも一定の条件を満たした企業にしか適用されず、さらに日本の商習慣と馴染まないこともあって、日本におけるABL貸出の規模はアメリカなどに比べて小さいと言わざるを得ません。更に上記の2億円の保証協会の保証枠つきABL貸出は活発に活用されているとは言いがたい状況です。さらにABL金融を活用するためには、金融機関側の売掛債権や在庫など動産の担保価値を判定できるスキルがなくこれの確立の為の支援も不可欠です。以上のことから次の点について政府の支援を要望します。

要望

1. 信用保証協会が行っている2億円の保証枠つきA B L（動産・債権担保）融資の積極活用の促進に向け、金融機関への周知徹底ならびに再指導を行って頂きたい
2. 風評被害など、A B L融資制度のマイナス側面を緩和し、新たな金融手法の制度としてより社会権を得るために、政府ならびに関係省庁から市場に対してガバメントポリシーのアナウンスなどによる積極的なP Rを行って頂きたい

以上

平成 2 1 年 8 月 2 9 日

日本商工会議所

会頭 岡村 正 様

日本商工会議所青年部

会 長 山 内 毅

要 望 書

中小零細企業の資金繰り対策の強化・拡大について

平素は日本商工会議所青年部(以下日本YEG)の活動に対し、ご指導を賜り心より御礼申し上げます。

さて、日本経済は「過去に経験したことのない」景気後退に陥り、自動車や電気機械関連の大企業は、生産の急減や在庫圧縮、設備投資の停止、人員削減策などの措置を講じております。日本全体で雇用・設備投資の削減が一斉に進むと総需要不足が起こり、スパイラル的に悪化させる事となります。焦点となる内需拡大を地域から担う中小企業経営の防衛と活性化は緊急の課題となっています。こうした課題を踏まえ、われわれ日本YEGでは緊急に全国 400 単会の会長様にアンケートを実施し、地域あるいはメンバー企業の抱える資金繰り問題について返答を頂きました。それらの意見を踏まえ、早急に対策を講じて頂きたく、緊急要望書を提出いたします。

要望 1 中小企業者向けの新設融資制度の創設

アメリカ経済のサブプライムローン破綻に端を発した不況によって、中小・小規模企業を取り巻く経済環境は非常に厳しい環境に陥っています。販売不振や在庫の長期化などを要因として、

資金繰りについても一段と厳しいものとなっています。こうしたことを踏まえ、以下のように要望させていただきます。

現在のマル経融資の対象事業規模は、小規模企業者(製造業その他では20人以下、商業・サービス業では従業員5人以下)です。しかし、商工会議所の会員企業の中には、小規模企業者以上の会員も多数所属しております。したがって、現在のマル経融資の対象が、この事業規模であると、商工会議所の会員企業であるにもかかわらずマル経融資を受けられない状況です。そこで、中小企業者向けの経営改善を目的とした新たな融資制度の導入を要望としてあげさせていただきます。この要望は、地域提言委員会にて全国の単会会長様にアンケートをさせて頂いた回答の中で、緊急性の高いものであると同時に、未来志向の設備投資や、中小企業者のより健全な発展の金融策として、中小企業向けの新融資制度の創設を要望いたします。

要望2 セーフティーネット緊急保証制度の拡充

世界的な金融不安を受けて、中小零細企業の経営悪化が懸念されることから、緊急的な中小零細企業への支援策として、信用保証料補給制度が拡充されました。懸念された昨年末の「資金繰り危機」は回避されたものの、売上高、仕入量ともますます低迷を強めていることに加え、「緊急保証制度」の利用も4月以降小康状態に入り、企業に対する選別が進みつつあります。中小企業向け貸出に対する銀行の姿勢は、景気悪化でますます慎重になっており、資金調達環境はなお厳しくなることが予想されます。

(1) 信用補完制度は、本来の信用保証理念に基づき保証料率の引き下げなど中小企業ニーズに対応した施策の強化を進めていただきたい。

また、問題なく返済してきた堅実な借り手の(中小企業)クレジット・ヒストリーを尊重し企業評価

の柱とし、保証協会付融資での保証審査の評価項目としたり、保証料率を引き下げるなど優遇措置を取っていただきたい。

(2) 信用保証制度の責任共有制度では、当面、責任共有制度対象除外となる。小口零細企業保障制度の上限、1250万円を2000万円に引き上げて頂きたい。金融機関リスク負担部分を地方自治体が直接損失補償するとした場合、独自の取り組みとして認めて頂きたい。

(3) 環境貢献度合によって利率を変更する(引き下げる)融資取り組みである環境コベナンツ契約を、政府系金融機関・信用保証制度の融資・保証にも導入して頂きたい。

③日本商工会議所への政策提言および要望<平成21年2月20日(金)>

提言1

■時限的な所得控除の拡大による内需の拡大について

現在103万円である所得控除の限度額を健康保険被扶養者の適用年収限度額の130万円に統一する

提言2

■法人税の中小企業軽減税率見直しについて

法人税の中小企業軽減税率の適用を現在の「法人所得800万円以下」から「1600万円以下」に引き上げた上で、中小企業軽減税率を15%に引き下げる

提言3

■中小・小規模事業所における雇用創出のための社会保険制度の見直しについて

新規雇用時における社会保険料の時限的免除制度の導入

要望1

■中小・小規模企業における「労働時間法制の弾力化」について

企業の規模・業種・業態・職種別による労働時間の基準づくりとそれに即した労働時間法制の改正を要望します

要望2

■新たな信用創造と連鎖倒産防止のためのABLの積極活用促進について

1. 信用保証協会が行っている2億円の保証枠つきABL(動産・債権担保)融資の積極活用の促進に向け、金融機関への周知徹底ならびに再指導を行って頂きたい
2. 風評被害など、ABL融資制度のマイナス側面を緩和し、新たな金融手法の制

平成 21 年 8 月 29 日

日本商工会議所

会頭 岡村 正 様

日本商工会議所青年部

会 長 山内 毅

緊 急 要 望 書

中小零細企業の資金繰り対策の強化・拡大について

平素は日本商工会議所青年部（以下日本 Y E G）の活動に対し、ご指導を賜り心より御礼申し上げます。

さて、日本経済は「過去に経験したことのない」景気後退に陥り、自動車や電気機械関連の大企業は、生産の急減や在庫圧縮、設備投資の停止、人員削減策などの措置を講じております。日本全体で雇用・設備投資の削減が一斉に進むと総需要不足が起こり、スパイラル的に悪化させる事となります。焦点となる内需拡大を地域から担う中小企業経営の防衛と活性化は緊急の課題となっています。こうした課題を踏まえ、われわれ日本 Y E G では緊急に全国約 400 単会の会長にアンケートを実施し、地域あるいはメンバー企業の抱える資金繰り問題について返答を頂きました。

それらの意見を踏まえ、早急に対策を講じて頂きたく、緊急要望書を提出いたします。

要望 1 中小企業者向けの新融資制度の創設

（1）アメリカ経済のサブプライムローン破綻に端を発した不況によって、中小・小規模企業を取り巻く経済環境は非常に厳しい環境に陥っています。販売不振や在庫の長期化などを要因として、資金繰りについても一段と厳しいものとなっています。こうしたことを踏まえ、以下のように要望させて頂きたいと思っております。

現在のマル経融資の対象事業規模は、小規模企業者（製造業その他では20人以下、商業・サービス業では従業員5人以下）です。しかし、商工会議所の会員企業の中には、小規模企業者以上の会員も多数所属しております。したがって、現在のマル経融資の対象が、この事業規模であると、商工会議所の会員企業であるにもかかわらずマル経融資を受けられない状況です。そこで、中小企業者向けの経営改善を目的とした新たな融資制度の導入を要望としてあげさせて頂きたいと思います。この要望は、地域提言委員会にて全国の単会会長様にアンケートをさせて頂いた回答の中で、緊急性の高いものであると同時に、未来志向の設備投資や、中小企業者のより健全な発展の金融策として、中小企業向けの新融資制度の創設を要望いたします。

要望2 セーフティーネット緊急保証制度の拡充

世界的な金融不安を受けて、中小零細企業の経営悪化が懸念されることから、緊急的な中小零細企業への支援策として、信用保証料補給制度が拡充されました。懸念された昨年末の「資金繰り危機」は回避されたものの、売上高、仕事量ともますます低迷を強めていることに加え、「緊急保証制度」の利用も4月以降小康状態に入り、企業に対する選別が進みつつあります。中小企業向け貸出に対する銀行の姿勢は、景気悪化でますます慎重になっており、資金調達環境はなお厳しくなることが予想されます。

(1)

信用補完制度は、本来の信用保証理念に基づき保証料率の引き下げなど中小企業ニーズに対応した施策の強化を進めて頂きたい。

また、問題なく返済してきた堅実な借り手（中小企業）のクレジット・ヒストリーを尊重した企業評価を柱として頂き、保証協会付融資での保証審査を評価項目として保証料率を引き下げるなど優遇措置を取って頂きたい。

(2)

信用補完制度の責任共有制度では、当面、責任共有制度対象除外となる。小口零細企業

保証制度の上限、1250万円を2000万円に引き上げて頂きたい。また、金融機関リスク負担部分を地方自治体が直接損失補償するとした場合、独自の取り組みとして認めて頂きたい。

(3)

環境貢献度合いによって利率を変更する(引き下げる)融資取り組みである環境コベナンツ契約を、政府系金融機関・信用保証制度の融資・保証にも導入して頂きたい。

(4)

(株)日本政策金融公庫は、一般融資も含む中小企業への公的機能の充実、サービス水準の維持に努めて頂きたい。特に、セーフティーネット貸付は融資条件を緩和し、中小企業の実態を踏まえた融資を行って頂きたい。また、商工中金は、金融のセーフティーネットとして果たしてきた公的機能の断続性を考慮した役割を引き続き発揮して頂きたい。そして金融庁は、民間金融機関が貸出条件の緩和を行っても不良債権には該当しない取り扱いの拡充などの「金融検査マニュアル」改定を中小企業と金融機関に周知徹底し、貸出先中小企業の再建と追加融資に活用するようにして頂きたい。

日本YEG「規約等の体系」(添付省略、カッコ内は主管委員会)平成19年12月現在

【規約】：日本YEGを運営する為の基本的な決まり(総務委員会)

- ・全国商工会議所青年部連合会 規約

【規程】：規約に則って会務を実施する為に必要な手続等についての決まり(総務委員会)

- ・全国商工会議所青年部連合会 全国大会開催地および主管青年部連合会 決定に関する規程
- ・全国商工会議所青年部連合会 全国会長研修会開催地および主管青年部 決定に関する規程
- ・商工会議所青年部 ブロック大会開催地および主管青年部 決定に関する規程
- ・全国商工会議所青年部連合会 役員候補者選出規程
- ・全国商工会議所青年部連合会 慶弔贈与金規程
- ・全国商工会議所青年部連合会 各種会議補助金に関する規程
- ・全国商工会議所青年部連合会の表記に関する規程
- ・全国商工会議所青年部連合会 ネット通信・情報等運用規程
- ・全国商工会議所青年部連合会「会員名簿」管理・運用規程
- ・全国商工会議所青年部連合会の後援等名義使用の承認に関する規程
- ・インターネットサービス利用規程
- ・ホームページにおける広告・告知バナーの掲載および取り扱いについての運用規程

【細則】：規約の中で別途定めると指示された事項等に関する決まり(総務委員会)

- ・全国商工会議所青年部連合会 委員会細則
- ・全国商工会議所青年部連合会 会費細則
- ・全国商工会議所青年部連合会 電子会員総会細則

【開催要綱】：各種大会および会議を開催する為の基本的な決まり(総務委員会)

- ・全国商工会議所青年部連合会 全国大会 開催要項
- ・全国商工会議所青年部連合会 全国会長研修会 開催要項
- ・商工会議所青年部 ブロック大会 開催要項
- ・地区内ブロック代表理事会議 開催要項
- ・ブロック別 商工会議所青年部会長会議 開催要項
- ・ブロック別 県連会長・全国商工会議所青年部連合会役員会議 開催要項
- ・県別青年部連絡会議 開催要項

【手引書】：開催要綱の考え方を解説し、各種大会を開催する際の具体的な手続き、

- ・全国大会開催の手引書 手順等をまとめたもの(企画委員会)
- ・全国会長研修会開催の手引書
- ・ブロック大会開催の手引書

以上の改正には、規約は会員総会による、その他は役員会による議決が必要となります。

以上エンジェルタッチからダウンロードできます(会長、事務局アカウントのみ)

商工会議所と商工会の制度比較【参考資料】（H19 日本YEGマニュアルより）

	商工会議所	商 工 会	
根拠法	商工会議所法（昭和28.8.1.）	商工会法（昭和35.5.20）	
目 的	地区内における商工業の総合的な改善発達と社会一般の福祉の増進を図ること	（同左）	
事 業	18項目（参考資料参照）	10項目（参考資料参照）	
地 区	原則として市の区域、市町村の区域の一部を地区の全部又は一部とすることもできる。商工会および他の商工会議所との地区重複を禁ずる	原則として町または村の区域。市町村の区域の一部を地区の全部又は一部とすることもできる。商工会議所および他の商工会との地区重複を禁ずる	
会 員	地区内に営業所等を有する商工業者および定款で定める者	（同左）	
会員の規模	会員の約3 / 4 が小規模事業者	会員の約9割が小規模事業者	
特定商工業者制度	有り	無し	
設立要件	特定商工業者の過半数の同意。また通達により管内商工業者数に応じた組織率、財政規模、専任職員数等の基準を定めている	地区内の商工業者の1 / 2以上が会員になること	
設立認可権者	経済産業大臣	都道府県知事	
経 費	会費、手数料、使用料、特定商工業者の負担金	会長（ただし商工会と会長の利益が相反する場合には監事が商工会を代表する）	
代表者	個人、法人の別。資本金、従業員数などの事業所規模に応じた会費（口数制）。役員議員には別途特別会費をお願いしている	個人、法人の別。従業員数、店舗面積などの事業所規模に応じた会費（金額制）役員には別途特別会費をお願いしている所もある	
表決権（議決権）	1人1個	1人1個	
選挙権	定款で1人最高50票まで可	1人1票	
職員数	10,293人（H18.4 現在）	14,436人（H18.4 現在）	
	一般職員	4,702	2,165
	補助対象職員	5,591	12,271
	経営指導員	3,448	5,075
	補助員	1,146	3,205
	専門指導員	102	279
	記帳職員	606	3,297
	商工会指導員		395
	その他	289	20
小規模事業者支援事業割合	約5分の1	約3分の2	
組 織	県連合会	任意組織	決定組織
	議決機関	議員総会、常議員会	総会（会員数200人を超える場合は総代会を設置可能）
	部 会	法定機関	標準定款例で位置づけ
全 国	総 数	517（H19.4 現在）	2,076（H19.4 現在）
	総会員数	143万人（H18.4 現在）	98万人（H18.4 現在）
	全国団体	日本商工会議所	全国商工会連合会

「全国商工会議所青年部連合会」表記・呼称のガイドライン【参考資料】

(H18 日本Y E G資料より)

- ・ **正式名称** (規約及び日本商工会議所の定款に記載されている名称)

「全国商工会議所青年部連合会」

- ・ **表 記** : 「日本商工会議所青年部」
- ・ **略表記** : 「日本Y E G」
- ・ **呼 称** : 「にほん ワイ イー ジー」

【表記・呼称のガイドライン】

- 1) 公的機関(省庁、行政等)に対する公式文書には、**正式名称**を使用の事。
ただし、この場合の**正式名称**は、日本商工会議所定款記載を明白にするために、**全国商工会議所青年部連合会(日本商工会議所青年部)**と記載する事。
- 2) 1) 以外の対外的文書、対内的連絡文書には、原則として**表記**を使用する事。
- 3) 規程、細則等には、**正式名称**を使用する事。
ただし、繰り返し記載で**略表記**が必要な場合には、**本会**を使用する事。
- 4) 2) の場合、繰り返し記載で**略表記**が必要な場合には、**略表記**を使用する事。
- 5) 全国大会・全国会長研修会・ブロック大会式典等での看板には**表記**を使用する事。
- 6) 役員会、委員会等資料、名刺等には、**表記**を使用する事。
- 7) 請求書、領収書等には、**表記**を使用する事。
- 8) 役員会等の会議、委員会活動、事業活動などにおける一般的な呼び名は、**呼称**を使用。
- 9) 全国大会・全国会長研修会・ブロック大会の式典などの呼び名は**呼称**を使用。
- 10) その他、判断が必要な場合は、正副会長、専務理事、総務委員会、日商事務局で協議の上、決定する。
- 11) 各Y E Gに対しては、Y E Gブランド確立の一環として、**呼称使用を依頼**する事。
- 12) 各ブロック連合会、道府県連の表記・呼称については、今後の検討課題になることと予想されるが、現状では各組織にその対応を委ねることとする。